住所　京都市上京区今出川通浄福寺東入北小路中之町221番地２
胡海波　昭和47年３月５日生
王夢娜　昭和48年３月23日生
胡沢楷　平成20年２月11日生
住所　東京都江東区大島４丁目１番６―839号
李方放　昭和58年４月23日生
住所　千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目７番６―15号
朴松梅　昭和57年６月１日生
住所　茨城県牛久市小坂町3295番地
崔益順　昭和32年８月18日生
住所　東京都豊島区巣鴨１丁目11番２―208号
劉宏毅　昭和59年２月２日生
住所　静岡県富士市森島348番地11
ジャン・メイ・アンドリエン・ラセリス・イソン　平成７年５月９日生
住所　名古屋市中区錦１丁目３番28号
屈欣　昭和57年10月６日生
住所　東京都北区赤羽北２丁目15番１―737号
鄭錦星　昭和56年３月４日生
住所　東京都大田区大森中１丁目２番９―801号
元飛午　昭和29年６月８日生
平野京子　昭和30年８月20日生
元千明　平成元年４月11日生
住所　東京都江戸川区西葛西７丁目27番18号
イェンリー・ステジャ　昭和44年５月11日生
住所　京都市伏見区醍醐江奈志町10番地78
金正業　昭和11年12月25日生
趙性南　昭和16年２月23日生
住所　京都市左京区静市野中町291番地18
金美奈　平成元年３月28日生
金里愛奈　平成19年９月26日生
住所　神戸市須磨区大手町１丁目１番28―403号
趙洋　昭和58年８月12日生
住所　兵庫県尼崎市西長洲町３丁目２番46―421号
金栄一　昭和45年７月10日生
住所　新潟市北区内島見267番地
耿傑　昭和47年11月５日生
叢蓉　平成11年６月２日生
住所　千葉県旭市江ケ崎1607番地
王東瀛　平成12年３月７日生

○外務省告示第三百六号

平成二十六年七月十七日にキエフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年八月二十八日に効力を生じた。

平成二十六年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ウクライナの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウクライナ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済改革開発政策借款として、ウクライナ閣僚会議行動計画の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてウクライナ政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウクライナ政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ウクライナ政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・九五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、改革計画の実施を支援することを目的として、ウクライナ政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ウクライナ政府は、その指定する国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をウクライナの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ウクライナの国家予算に編入される。

5　ウクライナ政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　ウクライナ政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ウクライナ政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウクライナにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ウクライナ政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ウクライナ政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をウクライナ政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年七月十七日にキエフで

日本国外務大臣　岸田文雄

ウクライナ

経済発展・貿易大臣

パウロ・シェレメータ閣下

（ウクライナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウクライナ政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年七月十七日にキエフで

ウクライナ

経済発展・貿易大臣

パウロ・シェレメータ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○文部科学省告示第百二十七号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成二十六年七月十八日付けで認定したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月十七日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
たのしく学ぶ色彩講座―初級コース―	色彩の基礎知識を学ぶことにより、実生活や仕事で色をどのように生かすことができるかを明確にし、イメージにあった色彩表現ができるようにトレーニングを積んでいくことを目的とする。	平成二十六年八月一日	公益社団法人色彩検定協会	山中　喜市	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目四番地三十号